

## 内郷児童館に係る取組方針について

### 1 内郷児童館の概要

本市においては、地方自治法第244条の2第1項及び児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、児童に健全な遊びを与え幼児又は少年を個別的及び集団的に指導して、児童の健康を増進し、情操を豊かにするため、児童厚生施設として小名浜児童センター及び内郷児童館を設置している。

このうち、内郷児童館については、昭和46年に馬場児童遊園内に設置し現在に至っているが、当児童館は、建築後49年が経過し老朽化が著しく、また、令和元年度における耐震診断では「耐震性なし（Iw 値：0.29）」との判定がなされており、抜本的な対応が急務となっている。

### 2 直近の内郷児童館の利用状況

#### (1) 平成30年度及び令和元年度

- ・ 「乳幼児親子による交流・相談」が最も多く、次いで「小学生による学童の利用」となっており、施設利用者の大半を占めている。
- ・ 自由来館については、乳幼児親子の交流・相談のために来館した乳幼児の兄弟等も含まれているため、純粋な自由来館者はごく少数である。

#### (2) 令和2年度

- ・ 概ね「乳幼児親子による交流・相談」及び「自由来館」による利用。
- ・ 「小学生による学童の利用」については、新型コロナウイルス感染症の対策として、一時、利用自粛を要請したものの、要請解除後であっても、学童の利用は控えられている。

### 3 内郷地区の子育て支援環境の整備

#### (1) 綴小放課後児童クラブの整備及び利用料助成の実施

内郷児童館が所在する綴小学校学区に、令和元年度に放課後児童クラブを整備したほか、令和3年度からは、低所得者世帯の放課後児童クラブ利用料助成を実施する。

#### (2) 基幹的保育所の整備

高坂保育所と御厩保育所を統合した、内郷地区の基幹的な保育所の整備に着手することとしている。（令和3年度実施設計、令和6年4月供用開始予定）

### 4 内郷児童館に係る取組方針

- (1) 内郷児童館の利用実績が、「小学生の放課後の居場所」及び「乳幼児親子の交流・相談」に概ね集約されることを踏まえ、①近隣の放課後児童クラブへの機能代替（高坂小・御厩小・内町小・綴小）、②高坂・御厩保育所を統合した基幹的保育所への子育て支援機能の複合化による代替により、統合保育所の供用開始に合わせ、内郷児童館の機能を移転させる。
- (2) 跡地については、隣接する馬場児童遊園との一体的利用を含め、今後検討していく。